

**介護予防ケアマネジメント費の委託連携加算について**  
(令和4年4月分から適用)

**1 潮来市において委託連携加算が算定できるのは、次のとおりです。**

- ◎ 委託連携加算は、地域包括支援センターが委託する利用者のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業所との適切な情報連携等を評価する加算です。
- ◎ 利用者1人につき、指定居宅介護支援事業所に委託を開始した月に限り算定が可能です。
- ◎ 潮来市では、国の加算算定の要件を満たすために、以下のとおり処理・記録等を行うことを算定条件とします。
  - ① 契約書を取り交わし、委託を開始すること
  - ② 委託先へ利用者に係る必要な情報を提供すること

(1) 算定できる例

(当該月において、包括から情報提供などを行っていることが前提です。)

想定されるパターン	初回加算	連携加算	備 考
① 包括から居宅へ委託する場合	○	○	
② 包括で介護予防支援を行っていた者について、居宅へ委託する場合	×	○	
③ A居宅に委託していた者を、B居宅に委託先を変更する場合	×	○	*A居宅は①同様
④ 要介護 → 要支援 引き続き同一居宅介護支援事業所で支援を続け、委託する場合	○	○	

(2) 算定できない例

**① 要支援（介護予防支援） → 事業対象者（介護予防ケアマネジメント）**

認定有効期間が満了した翌月から、事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合

**② 事業対象者（介護予防ケアマネジメント） → 要支援（介護予防支援）**

事業対象者の資格を終了し、翌月から要支援者となり予防給付のサービスを利用した場合